

離婚届記入見本

離婚届

令和3年12月1日届出

東京都東村山市 長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日							
第 号	第 号							
送付 令和 年 月 日	長 印							
第 号								
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査	票附	票住	民	票通	知

(よみかた)	このの よしたろう	このの うめこ
氏 名	夫 氏 甲野 義太郎	妻 氏 甲野 梅子
生 年 月 日	昭和 57 年 6 月 23 日	昭和 55 年 10 月 5 日
住 所	東京都東村山市本町 1丁目2番地3号 プラザいきいき 101	京都市北区小山初音町 18番地3号
世帯主の氏名	甲野 義太郎	乙野 忠治
本 籍	東京都東村山市本町一丁目2番地3	
筆頭者の氏名	甲野 義太郎	
父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 甲野 幸雄 続き柄 長男 母 山村 松子	妻の父 乙野 忠治 続き柄 長女 母 乙野 春子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 平成21年8月から	妻が親権を行う子 甲野 太郎 甲野 花子
同居の期間	平成21年8月から	令和3年1月まで
別居する前の住所	東京都東村山市本町1丁目2番地3号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から9人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3に当てはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4に当てはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他	署名は必ず本人が自署してください	
届署名押印	夫 甲野 義太郎	妻 甲野 梅子
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先
	夫 年 月 日	電話 042 (393) 5111
	妻 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 自署・勤務先 []・携帯

離婚届受理証明書が早くほしい、離婚が記された戸籍謄本が早く欲しいという方は、戸籍謄本（全部事項証明書）を必ずお持ちください。なお、現在の本籍地に届出される方は戸籍謄本の添付は不要です。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 押 名 印	乙 川 幸 助	丙 山 竹 子
生 年 月 日	昭和 27 年 4 月 14 日	昭和 55 年 6 月 8 日
住 所	東京都中野区野方 1丁目34番地1号	東京都世田谷区若林 4丁目31番地8号
本 籍	東京都杉並区清水町 1丁目52番地	東京都世田谷区若林 4丁目31番地

裁判所の手続きを経ない離婚の場合は協議離婚となり、証人欄の記載が必要です。

届出の際には、ご本人確認のため、運転免許証、パスポートなど官公署が発行した顔写真付きの証明書をご持参ください。

結婚した時に名字を変えた方が旧姓に戻りたいというときはこの欄をご記入ください。「旧姓に戻らない」というときは、「離婚の際に称していた氏を称する届」と合わせてお持ち下さい。

離婚届だけでは、子どもの名字（戸籍）は変わりません。別の手続きが必要です。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めるとされています。この場合には、この利益も最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。
面会交流について取決めをしている。
まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、いっしょに遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。